

川南町介護予防教室（保健福祉事業）事業業務委託

募集要項

令和7年3月

川 南 町

1 業務の目的

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で在宅生活を送ることができることを目的に介護予防の事業を実施する。

2 業務の概要

- (1) 名称 川南町介護予防教室（保健福祉事業）事業業務
- (2) 場所 川南町内
- (3) 内容 別紙「川南町保健福祉事業要綱」及び「川南町介護予防教室（保健福祉事業）業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日までの間

3 応募資格

本事業の業務を実施することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること
- (2) 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、市町村税、個人にあっては消費税、地方消費税及び市町村税を完納していること
- (3) 川南町競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が川南町暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと

4 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、事業委託を行わないものとする。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されない場合
- (4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 業務委託料

業務委託料については、参加人数及び運営費により算定することとし、支払額は（1）及び（2）の合計金額とする。

- (1) 教室開催時の参加人数に800円を乗じた金額
- (2) 運営費※ 月額 1グループ 40,000円

（※人件費、会場使用料、材料費、消耗品費、印刷費、保険料等の事業実施に伴う諸経費等）

※上記業務委託料については、取引にかかる消費税及び地方消費税の額は別途とする。

※令和7年度予算が成立しない場合は、本募集については無効とする。

6 業務委託料の支払

委託料は確定払いとし、毎月の履行確認後支払いを行う。

7 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金以外の費用を負担しない。

8 契約の方法

川南町契約規則の規則に基づき、委託契約を締結する。

9 応募後の通知

応募事業者から提出のあった応募書類について審査を行い、その結果、審査要件を満たす応募事業者あてに本事業の受託を予定者とする旨の通知を行う。また、資格要件を満たさない事業者には受託を決定しない旨の通知を行う。

10 その他

- (1) 契約締結日から円滑に業務を開始できるようにするため、それまでに業務の準備を行うこととする。
- (2) 費用負担について、応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。
- (3) 応募書類は返却しない。なお、応募書類は、川南町情報公開条例（平成 14 年 9 月 30 日条例第 17 号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。

11 応募方法及び応募期間等

- (1) 応募書類
 - ア 川南町介護予防教室（保健福祉事業）事業業務委託募集申込書
 - イ 事業者概要書（様式は任意とします。例えば、事業概要及び事業がわかるパンフレット等）
 - ウ 実績のわかる書類（様式は任意とします。）
- (2) 応募期間
令和 7 年 3 月 27 日（木）から
午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 提出場所
〒889-1301 児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1
川南町役場福祉課介護予防係 電話 0983-27-8008

12 提出・問合せ先

問合せ先、提出書類の提出先は次のとおりです。

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1
川南町役場 福祉課 介護予防係
TEL 0983-27-8008 FAX 0983-32-0349
E-mail kaigoyobou@town.kawaminami.miyazaki.jp